

労働運動の再生をめざす

11・1日比谷野音集会へ

「最高裁決定に基づき解雇撤回・JR復帰、団交開催の判決を求める署名」運動開始

解雇撤回・JR復帰、団交開催求め 東京地裁あての署名運動スタート 署名運動取り組みのお願い

国鉄闘争全国運動は国鉄1047名解雇をめぐる中労委命令取り消しと解雇撤回・JR復帰と団体交渉の開催を求める行政訴訟（東京地裁）に向けた署名運動を開始します。全国での取り組みをお願いいたします（事務局）。

動労千葉・動労総連合は、国鉄1047名解雇撤回を貫いて闘いを継続しています。2020年7月22日には、中労委が不当にも国鉄分割・民営化による解雇の撤回・JR復帰、

①「不採用基準そのものが不当労働行為」と確定闘いがここに至るには長い時間がかかりました。その中で新たに労働委員会から闘いを起こす大きな契機となったのは、2015年6月に「不採用基準は分割・民営化に反対する動労千葉などの組合員であることを理由とした不当差別である」とした判決が最高裁で確定したこ

とです。裁判の中で、じつは当初の採用名簿には解雇された動労千葉組合員も含めて記載されていたのに、直前になって名簿不記載基準が策定され、名簿からの排除が行われていたことが明らかになりました。当初、当時の杉浦国鉄総裁が、「本州の職員は



動労総連合・中央労働委員会命令取消行政訴訟 東京地裁宛署名 最高裁決定に基づき解雇撤回・JR復帰、団交開催の判決を求める署名

動労総連合は国鉄1047名解雇撤回を貫き闘い続けています。国鉄からJRへの採用に際して策定された、国鉄分割・民営化に反対する組合員を排除する基準が、不当労働行為であったと最高裁で確定しました。しかし、JRは解雇を撤回せず、団体交渉にも応じようとしません。労働委員会に申し立てたところ、中労委は事実調査以前の調査さえ拒否して却下・撤回の命令を履行しました。労働者の団結権保護という労働委員会の使命を放棄する様子を、不当労働行為に対しては、解雇撤回・JR復帰が当然の結論です。中労委命令を取り消し、解雇撤回・JR復帰の判決を出すよう強くご請求します。

お名前	ご住所

(署名の送付先および問い合わせ先)
国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動/国鉄千葉動力車労働組合
〒260-0017
千葉市中央区要町2-8 DDC会館
電話 043(222)7207
FAX 043(224)7197
メール dorochiba@ddo-choiba.org

全員採用する」と発言したことに対し、分割・民営化に率先して協力していた改革労協当時・

②不採用基準の策定を命じたのはJR設立委員長

しかし、最高裁は不当労働行為を認定しながら解雇撤回は認めませんでした。「不当解雇の責任は国鉄にあり、JRにはない」というのです。

国鉄分割・民営化は、「国鉄と新会社は別のものである」「国鉄は清算事業団に移行するの」で、職員は原則として清算事業団に移行する「新会社への採用は、国鉄が作成する名簿への記載を通じて初めて行われる」ということになりました。私たちが闘いの中で決定的な事実を見つけ出しました。不採用基準の策定を命じたのはJR設立委員長であった齋藤英四郎であり、JR設立委員会として第2回設立委員会で正式に決定していただいたのです。これまでの最高裁判決の前提を覆す重大な事実です。国鉄改革法23条では「設立委員の行った行為はJRの行為」と規定されています。もはや、国鉄分割・民営化による不当解雇の責任がJRにあることが誰の目にも明らかです。

③審理を拒否する労働委員会

満を持して千葉県労働委員会に対し、解雇撤回・JR復帰と団体交渉開催を求める申立を行いました。しかし、2018年7月31日の第1回調査で村上公益委員は、「最高裁判決に反する命令は出せません」と言い放

新自由主義はもうたくさん 労働組合を時代の最前線に

11・1日比谷野音への大結集へ組織化を

安倍政権が退陣を表明し、菅政権が誕生しました。露骨に安倍政治を継続させるものでしかありません。

康保険)問題を焦点に登場した第2臨調以来、「医療費」国論が唱えられ、医療費削減と民営化・競争原理の攻撃が続いてきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、新自由主義と安倍政権の危機と矛盾を容赦なく暴き出しました。誰が安倍政権を継承しようとも問題は同一解決しません。何よりも労働者の闘いが必要です。雇用や社会保障を破壊し、改憲と戦争に突き進み、労働運動破壊や報道統制、人び

代に3K赤字(国鉄・コメ・健康)が求められていきます。現場からの労働者の実力闘争こそが状況を転換させます。3労組をはじめ闘う労働運動の再生の努力とその展望は十分にあることを全国の労働者に伝えることが必要です。労働運動の再生をめざす11・1日比谷野音集会の成功へ全国で闘い抜こう。

関西生コン支部国賠訴訟第1回口頭弁論

「一発やられたら三発やり返す」

東京地裁で8月21日、関西生コン事件・国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が行われた。

今回の口頭弁論は、2018年7月から始まった関西生弾圧に対する本格的な反撃だ。関西支部が今回の弾圧における捜査や取り調べ、逮捕・起訴・勾留、労働組合活動を禁止した保釈条件の違法性・不当性を問うて、

国・滋賀県・京都府、和歌山県の4者を相手取って起こした国賠訴訟だ。

当日は、関西生コン支部の武委員長、湯川副委員長、武谷書記次長、西山執行委員、全日建連帯本部の菊池委員長、原告5人が意見陳述を行った。



しかし、本来であれば原告5人が一緒に意見陳述するのが当然だが、「組合員とは接触してはならない」という保釈条件によって、切り離されて意見陳述せざるを得ないという異様な状況が強制された。

関西生コン事件を管轄する各裁判所の保釈条件が「組合員と接触すること、組合事務所に入り込むこと、組合事務所を出入りすること、皆さんのご支援を受けなければならない」という団結権を否定する憲法違反なのだ。

夕方の報告集会で武委員長は「二連の弾圧で関西支部は大きな打撃を受けた。弾圧はまだまだ続くだらう。しかし、関西支部は一発やられたら三発やり返す。皆さんのご支援を受けなければならない」という団結権を否定する憲法違反なのだ。

関西生弾圧を考える神奈川の会を結成 労働運動の復権を共通認識に

横浜市内で9月10日、「関西生弾圧を考える神奈川の会」結成総会が90人の参加で開催され、神奈川でも関西生弾圧を支援する組織が立ち上げられた。

武谷書記次長の講演、『棘』監督の杉浦さんや地元労働団体からの連帯アピール、労働現場からの報告など、労働運動の後退への危機感と同時に、自分たちの力で労働者の基本的権利を守っていくという気概みなぎる明るい結成集会となりました。

呼びかけ人やスタッフが中心となって討論を重ねてきました。関西支援に取り組むと同時に「差別と分断のない職場・地域作りのために、労働現場の実態、地域の実情と闘い学び、労働運動の復権に取り組む」(集会基調)ことを共通認識として会結成を行うことを確認しました。

が禁止されていた時代に逆戻りしたかのような戦後最大の弾圧だ。しかし関西支部は644日に及ぶ闘いですべての逮捕者を奪還し反転攻勢に立ち上がった。この闘いは、日本のすべての労働者の権利と未来をかけた闘いだ。

呼びかけ人やスタッフが中心となって討論を重ねてきました。関西支援に取り組むと同時に「差別と分断のない職場・地域作りのために、労働現場の実態、地域の実情と闘い学び、労働運動の復権に取り組む」(集会基調)ことを共通認識として会結成を行うことを確認しました。

呼びかけ人やスタッフが中心となって討論を重ねてきました。関西支援に取り組むと同時に「差別と分断のない職場・地域作りのために、労働現場の実態、地域の実情と闘い学び、労働運動の復権に取り組む」(集会基調)ことを共通認識として会結成を行うことを確認しました。

呼びかけ人やスタッフが中心となって討論を重ねてきました。関西支援に取り組むと同時に「差別と分断のない職場・地域作りのために、労働現場の実態、地域の実情と闘い学び、労働運動の復権に取り組む」(集会基調)ことを共通認識として会結成を行うことを確認しました。

国鉄闘争を基軸に新自由主義に立ち向かう労働組合の復権を

国鉄闘争全国運動は7月26日、東京・江戸川総合文化センターで全国集会を開催しました。

新型コロナウイルス感染の拡大により6月の予定が1カ月以上も延期となり、感染も収束どころか拡大の一途で開催を危ぶまれる状況でしたが、医療労働者を先頭とした多くの仲間が協力して予防対策を実施し、無事に集会をやり抜くことが出来ました。

集会は、2010年の政治和解で国鉄闘争が終結しかねないギリギリの状況の中で「国鉄闘争の火を消してよいか」の訴えから始まった国鉄闘争全国運動が10年間闘い抜いてきたことを確認し、「新自由主義に立ち向かう労働運動の構築」という当初の目的として掲げた使命の実現に向かって再スタートを切るものとなりました。

新型コロナウイルス問題は、数十年に及ぶ新自由主義がもたらした社会危機・階級矛盾そのものである。今回の波乱に満ちた集会開催は、国鉄闘争全国運動にとって、新たな決意と課題を示すものであったと考えています。

壊されてきた社会の現実を明るみに出しました。格差社会・公的医療の破壊こそが感染を拡大させたのです。そして安倍政権は、無為無策のまま経済と利権を優先し、多くの人命を危険にさらす一方で、秋の臨時国会で、特措法改悪を強行して改憲に突進しています。

しかし、医療や社会機能を維持する最前線の労働者、職を失った労働者が全世界でストライキや実力闘争に立ち上がっています。今こそ新自由主義との闘いが必要です。何よりも闘う労働運動の復権が必要です。

80年代の国鉄民営化、総評解散と連合結成、社会に吹き荒れた非正規化・民営化・外注化と労働破壊の攻撃によって日本労働運動は大きく後退し、労働者の日常から労働組合が失われました。労働者は際限のない競争と分断に叩き込まれました。

労働者のこの現状を変革するために闘いが必要です。そのために国鉄闘争の役割はまさにこれからです。真価が発揮されなければなりません。また、その可能性は十分にあることを今回の集会が示しています。

国鉄改革の真実

労働運動の再生を

国鉄1047名解雇をめぐる闘いは、中央労働委員会が解雇撤回と団交開催を認めない決定を出したことに對して、動労総連合は7月22日、中労委命令の取り消しと解雇撤回・JR復帰と

新型コロナウイルス感染症は、長きにわたる新自由主義政策の中で、雇用や医療、社会保障制度、生活の基盤など全般が民営化や競争原理の名の下に破

日本の事態もまったく同じです。今こそ非正規・民営化・外注化と闘う労働組合を時代の最前線に登場させ、改憲と戦争の道を阻止しよう。11・1までの約2カ月を闘い抜こう。

以上

(事務局)

（表面からの続き）
為です。最高裁判決の前提を覆す事実が明らかになっているのに、事実調べも行わずに決定を出すなどありえません。
この調査打ち切りを受けて、ただちに忌避を申し立てました。しかし、千葉県労委は9月27日に申立を却下しました。こ

これは労働委員会が「労働者の団結権を擁護する」という自らの使命を放棄する重大自体です。そこで開始した千葉県労委忌避申立て却下取消しの行政訴訟には47人の弁護士が代理人を引き受けていただきました。現在、東京高裁で控訴審を闘っています。

再審査を申し立てた上で、忌避をめぐる行政訴訟の決着を待つて審理を始めてほしい旨を要望することにしました。
ところが、中労委は一度の調査さえも開かず、一切の連絡もなく、申立を却下するとしてきました。労働者側の言い分を聞くことさえしなかったのです。

この不当な命令に對して2020年7月22日、中労委命令取消と解雇撤回・JR復帰、団体交渉開催を求める行政訴訟を東京地裁に申し立てました。中労委の暴挙と労働委員会と

私たちは、突き止めた真実を社会的に明らかにして、解雇撤回まで闘う決意です。国鉄1047名解雇撤回をかちとるために、労働委員会の反動化攻撃を許さないために、行政訴訟闘争への賛同・協力をお願いします。

団交渉の開催を求める裁判を東京地裁に申し立てました。30年を超える1047名闘争は、ついに国家的不当労働行為の真実を暴き出しました。

採用基準そのものが不当労働行為であったことを最高裁判所に認めさせ、その基準の策定をJR設立委員長が指示し、設立委員会として正式決定していた行った行為はJRの行為」と明確に規定しています。

最高裁自身が「設立委員会が不当労働行為を行った場合は別」としてきた前提が覆り、不当労働の責任がJRにあることが明らかになったのです。しかし中労委は1回の調査もなく突如に却下・棄却の命令を送り付けてきたのです。1ミリでも扉を開ければ、真実の光にすべてが暴き出されることを恐れたからです。それは労働委員会の建前を自ら否定するものです。